

令和8年度

更別村結婚新生活 支援事業



更別村では、新婚世帯の新生活を応援する「更別村結婚新生活支援事業」を行っております。

新婚世帯の新生活に係る住宅取得費用、住宅賃借料、引っ越し費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を目的とした事業となります。

補助金の概要は下記のとおりとなりますので、助成を希望する方は企画政策課へ申請してください。

補助金額：1世帯あたり30万円（上限）

※夫婦ともに29歳以下の場合は60万円（上限）

○補助対象者

令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届が受理された世帯で、次のいずれにも該当する新婚世帯

- ・夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下
- ・世帯の所得が500万円未満であること
（貸与型奨学金の返済があれば所得から控除されます。詳しくはお問い合わせください。）
- ・補助金の申請日において、夫婦の双方又は一方の住所が補助金の対象となる費用に係る住宅の所在地となっていること
- ・夫婦のいずれもが過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
- ・夫婦のいずれもが市町村に納めるべき税等を滞納していないこと
- ・暴力団員ではないこと
- ・夫婦ともに、令和8年度中に下記①～③のどれかを実施していること
（夫が①、妻が③を実施するなど、別々の実施も可能です。）
 - ①「ころころーむ」の参加
（開催日についてはお問い合わせください。）
 - ②妊娠・出産に関する医療機関への受診
 - ③妊娠・出産に関する村保健師もしくは村助産師への相談

※令和7年度に補助を受けた世帯で、補助金額が上限に達しなかった世帯も令和8年度補助の対象となります。

対象経費や申請方法は裏面をご覧ください。

○補助対象経費

対象期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に新婚世帯が支払った費用の合計額

- ・対象期間を対象に対象期間に新婚世帯が支払った住宅費用（取得費、賃借費）
- ・対象期間に新婚世帯が支払った引っ越し費用

※名義及び支払者が夫婦どちらかのものに限る

※支出証拠書類で確認できる費用に限る

※住宅取得費について、更別村住宅建設等助成交付要綱の対象となる費用は補助対象外となります。

※住宅賃借費は職場の住宅手当を控除した額になります。

○申請方法

更別村結婚新生活支援事業補助金交付申請書に下記書類を添付し申請ください。

～添付書類～

- ・戸籍全部事項証明書又は受理証明書
- ・世帯全員分の住民票写し
- ・夫婦の所得証明書
- ・物件の売買契約書、請負契約書、賃貸借契約書
- ・住宅費用、引越費用の支出を証明できる領収書等写し
- ・職場の住宅手当支給証明書
- ・貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- ・（医療機関を受診した場合は）受診したことが分かる書類

○申請期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

申請に必要な様式などは村のホームページ

(https://www.sarabetsu.jp/kurashi/kosodate/kekonn/kekonn_shinseikatu/) からダウンロードできます。



村ホームページ

問い合わせ・申請先
更別村企画政策課 0155-52-2114